

2022年度の主な税制改正について

令和4年度税制改正大綱で柱とされたのが、成長と分配の好循環、経済社会の構造変化を踏まえた税制見直しの2つです。

今回は、中小企業がチェックしておきたいポイントをいくつかピックアップしてご紹介いたします。

⑥ 賃上げ促進税制 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

賃上げや人材への投資を促す為、賃上げ促進税制の大幅な見直しが行われました。

中小企業については、今回の改正大綱では最大40%（法人税額や所得税額20%が上限）まで控除割合まで控除割合が拡大しました。

適用期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までに開始の各事業年度です。

要件は、青色申告書を提出している中小事業者等（資本金1億円以下の中小企業など）であることです。

改正前		改正後	
要件	雇用者給与等支給額が前年度から1.5%以上増加	変更なし	
税額控除額	上乗せなし 雇用者給与等支給額の対前年度増加額×15%	上乗せなし 雇用者給与等支給額の対前年度増加額×15% (基本)	
	上乗せあり 要件 ①雇用者給与等支給額が前年度から2.5%以上増加 ②A・Bのいずれかを満たすこと(※1) A 教育訓練費の対前年度増加率10%以上 B 中小企業等経営強化税制による経営力向上の証明がされたこと	上乗せあり 要件 雇用者給与等支給額が前年度から2.5%以上増加 雇用者給与等支給額の対前年度増加額×30% (基本+上乗せ15%)	
		上乗せあり 要件 教育訓練費が前年度から10%以上増加(※2) 雇用者給与等支給額の対前年度増加額×40% (基本+上乗せ15%+上乗せ10%)(※1)	
	控除限度額(上限) 法人税額×20%	控除限度額(上限) 変更なし	

(※1) 雇用者給与等支給額の上乗せ措置(+15%)の適用を受けない場合は、25%となります。

(※2) 教育訓練費の明細書の保存(改正前:確定申告書への添付)が必要です。

⑥ 少額資産等の貸付資産の損金算入の除外

決算対策で利用されていた、貸付け用のローンやLED照明、足場などの少額資産について過度な節税を防ぐために規制が設けられました。

該当する貸付用の少額資産について	改正後
少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度 一括償却資産の損金算入制度 中小企業等の少額減価償却資産の損金算入の特例	適用できない * 今後は通常の減価償却を行う

ただし、リース業者やレンタル業者など、資産の貸付を主要な業務として行っている場合については損金算入除外の適用はありません。

⑥ 少額減価償却資産の特例措置の2年延長

1つ30万円未満の減価償却資産については、合計300万円を限度に、中小企業者等のみ、即時償却による全額損金算入の特例が認められています。令和4年度の税制改正大綱により、特例措置が令和5年度末まで2年延長になりました。中小企業者であれば、引き続き30万円未満の資産で

あれば取得費を一括で損金算入することが可能です。

ただし、前述したように、貸付け用の少額償却資産（貸付けを主な事業としている場合を除く）は特例の対象からは外されます。

⑥ 交際費課税の特例措置 2年延長

法人の支出する交際費等は、原則として損金算入が認められません。しかし、中小法人については、800万円を限度に交際費等の全額損金算入が特例で認められています。

この特例の適用期限が今回の税制改正大綱で令和5年度末まで2年間延長されました。

これにより、中小企業はこの特例措置と接待飲食費の50%のどちらかを選択して損金算入できるとされています。

⑥ 電子帳簿保存法 改正点

- ・領収書、請求書等の電子保存義務化の猶予について

これまで電子取引の記録は電子データによる保存が原則とされ、代替手段として紙に印刷しての保存が認められていました。

令和3年の電子帳簿保存法改正により、令和4年以降は紙での保存ができなくなることが決定しましたが、令和4年度の税制改正大綱には2年間の経過措置を設けることが盛り込まれました。なお、経過措置は令和4年から5年の限定的なもので、令和6年以降は紙による電子取引の記録データ保存は認められなくなります。

- ・タイムスタンプ認定制度について

現行の電子帳簿保存法では、電子データ保存において民間組織である日本データ通信協会の認定制度によるタイムスタンプの記録が認められています。これに対し、令和4年度の税制改正大綱では、従来の民間によるタイムスタンプに代わり、総務大臣認定のタイムスタンプが電子帳簿等保存制度の要件として位置付けられることになりました。

⑥ インボイス制度に関わる見直し

インボイス制度は、適格請求書（インボイス）のための制度です。消費税の引き上げと軽減税率の導入により制度化されたもので、令和5年10月より適用が開始されます。

インボイス制度で適格請求書を発行するには、登録申請を行い、適格請求書発行事業者になる必要があります。

令和4年度の税制改正大綱で、適格請求書発行事業者の登録申請について免税事業者の手続きが見直されました。

	【改正前】	【改正後】
①	適格請求書発行事業者の課税期間途中での登録はできない。	免税事業者であっても課税期間の途中で登録ができるようになる。
②	適格請求書発行事業者の登録申請を行う前に免税事業者は課税事業者選択届出書の提出が必要。	事前に課税事業者選択届出書を提出する必要はなくなる。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。